

○追手門学院大学研究活動における不正行為等に関する規程

2015年3月16日

制定

(目的)

第1条 この規程は、研究活動の不正行為が生じた場合における措置等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における不正行為とは、次の各号に掲げる行為（故意又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない場合を除く。）をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
- (4) その他 研究費の不正使用など、法令や関係規則に違反すること

(通報等窓口)

第3条 不正行為に関して追手門学院大学（以下「本学」という。）内外からの通報・告発や相談（以下「通報等」という。）に対応するため、通報等窓口を内部監査室及び学院委託の法律事務所内に設置する。

(通報等の取扱い)

第4条 通報等は原則として、顕名により行われるものとし、不正行為を行ったとする研究者、グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみ受け付けるものとする。不正行為に関する通報等の方法は、電話、電子メール、FAX、文書によるものとする。

- 2 通報等があった場合、内部監査室は、副学長（総務領域担当）に報告する。
- 3 副学長（総務領域担当）は、受理又は不受理を決定し、学長に報告する。
- 4 匿名による通報等があった場合は、その内容に応じ、顕名の通報等に準じて取り扱うことができる。
- 5 通報等の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、通報等に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して通報等の意思があるか否かを確認するものとする。相談者が通報等の意思がない場合においても、副学長（総務領域担当）は調査の必要があると判断した場合には、学長と相談の上、調査を開始することができる。
- 6 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという通報等については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認められたときは、被通報者に警告を行

うものとする。ただし、被通報者が本学以外の研究機関に属するときは、通報等を被通報者の所属する研究機関に回付、又は通知する。

(通報者・被通報者の取り扱い)

第5条 通報等を受け付ける場合、対応者は、通報内容や通報者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

2 通報等窓口寄せられた通報等の通報者及び被通報者並びに通報・調査内容について、調査結果の公表まで、通報者、被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

3 被通報者を陥れるため、又は被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや、被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思(以下「悪意」という。)に基づく通報等であったことが判明した場合は、学長は通報者に警告を行うことができる。

4 通報等がされたことのみをもって、被通報者の研究活動を禁止したり、不利益な取扱いをしたりしてはならない。

(予備調査)

第6条 学長は、第4条第3項の報告があった場合、副学長(総務領域担当)に直ちに不正行為が疑われる事案についての予備調査を指示する。

2 副学長(総務領域担当)は、必要に応じて予備調査委員会を設置し、関係する構成員及び事務部に協力を求め、関係資料等を検証し、合理性等を確認のうえ、その調査結果を学長に報告する。

3 予備調査に関する事務は、理事長・学長室が行う。

4 学長は、第2項の報告に基づき、通報等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む)を受け付けた日から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否について競争的資金等を配分する機関(以下「配分機関」という。)に報告する。

5 調査を行うことが決定した場合、学長は、通報者及び被通報者に対し、調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被通報者が調査機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。通報等された事案の調査にあたっては、通報者が了承したことを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう周到に配慮する。

6 調査を行うことが決定した場合、学長は、決定した日から30日以内に調査を開始しなければならない。

7 調査を行うことが決定した場合、学長は、不正行為に関与した疑いがある者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

8 調査を行わないことが決定した場合、学長は、その旨を理由とともに通報者に通知するものとする。この場合、学長は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関及び通報者の求めに応じ開示するものとする。

(調査委員会)

第7条 学長は、調査を行うことを決定した場合、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 副学長（総務領域担当）
- (2) 調査対象者が所属する所属長
- (3) 総務室長
- (4) 弁護士又は公認会計士等の学外の有識者
- (5) その他、副学長（総務領域担当）が必要と認める者

3 調査委員会は、委員の半数以上が前項第4号及び第5号で定める外部有識者で構成されなければならない。

4 調査委員会に委員長を置き、副学長（総務領域担当）をもって充てる。

5 通報等窓口担当者、委員、その他通報処理に従事する教職員は、自らが関係する通報事案の処理に関与することはできない。

6 副学長（総務領域担当）が前項に該当する場合は、学長が指名する他の副学長がその任務を代行する。

7 調査対象者が所属する所属長が第5項に該当する場合は、副学長が指名する委員以外の教職員又は当該分野に関する知見を有する学外の有識者がその任務を代行する。

8 内部監査室長又は総務室長が第5項に該当する場合は、内部監査室課長又は総務課長がその任務を代行する。

9 調査委員会に関する事務は、理事長・学長室が行う。

10 調査委員会を設置したときは、委員の氏名や所属を通報者及び被通報者に示すものとする。

11 通報者及び被通報者は、前項の規定により通知を受けた調査委員の指名に不服があるときは、前項の通知を受けた日から7日以内に異議申立てをすることができる。

12 前項の異議申立てがあった場合、学長は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

13 調査委員会は通報者が特定されないよう十分に配慮し、通報者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害することなく、事実に基づき公正な調査を実施する。

14 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について学長に報告しなければならない。

15 前項の報告に基づき、学長は、配分機関及び文部科学省に報告、協議しなければならない。

(調査)

第8条 調査委員会は、次の各号に掲げることについて調査を行う。

- (1) 不正行為の有無

(2) 不正行為が行われたと認められた場合は、その内容と不正行為に関与した者及びその関与の程度並びに不正に使用された競争的資金等の相当額等の認定

(3) その他調査委員会が必要と認めた事項

2 調査委員会が必要と認める場合は、委員以外の教職員や外部の有識者に出席を求め、意見を聴くことができる。

3 調査において、被通報者に対し口頭若くは文書による弁明の機会が与えられる。

(調査の中間報告・報告)

第9条 調査委員会は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案にかかる資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じなければならない。

2 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、学長及び配分機関に報告しなければならない。

(認定)

第10条 調査委員会は、調査した内容をまとめ不正行為が行われたか否かを認定する。

2 不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定する。

3 不正行為が行われなかったと認定された場合でも、調査を通じて申立てが悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の報告・通知)

第11条 調査委員会は、調査を終了したときは直ちに学長に調査結果を報告する。

2 調査委員会は、調査を開始した日から150日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監督体制の状況、再発防止計画等をまとめ、学長に報告する。また、最終報告書を配分機関等に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 学長は、通報者、被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。）、配分機関等及び文部科学省に通知する。

4 学長は悪意に基づく通報との認定された通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第12条 不正行為と認定された被通報者及び悪意に基づく通報と認定された通報者は、調査結果が開示された日から10日以内に、学長に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内において同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 被通報者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、通報者、配分機関等に

通知する。

- 3 悪意に基づくものと認定された通報者から不服申立てがあったときは、被通報者、配分機関等に通知する。
- 4 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、委員会の構成等、公平性に関わるものである場合には、学長の判断により、委員の交代又は追加にて審査させることができる。
- 5 不正行為と認定された被通報者からの不服申立てについて、調査委員会は不服申立ての趣旨、理由を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、学長に報告する。
- 6 調査委員会が不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、学長は、被通報者、配分機関及び文部科学省に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き伸ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 7 調査委員会が再調査を行う決定を行った場合には、学長は、被通報者、配分機関及び文部科学省に当該決定を通知する。また、調査委員会は被通報者に対し、調査結果を覆すに足る資料の提出等、速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず審査を打ち切ることができる。打ち切る場合において、調査委員会は学長に報告し、学長が被通報者、配分機関等及び文部科学省に当該決定を通知する。
- 8 調査委員会が再調査を開始した場合は、50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を学長に報告する。
- 9 学長は、再調査の結果を被通報者、通報者、不服申立てをした被通報者又は通報者が所属する機関、配分機関等及び文部科学省に通知する。

(調査結果の公表)

第 13 条 不正行為が行われたと認定された場合は、合理的な理由のため公表を控える必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容は、不正行為等の種別、不正行為等に関与した者の所属および氏名、不正行為等が行われた研究課題、不正行為等の具体的な内容、および調査を踏まえた機関としての結論と判断理由を基本とし、その他の情報についても特に公表を控える必要があると認められる場合を除き、公表するものとする。

(調査対象制度の研究費の使用停止解除)

第 14 条 不正行為が行われなかったと認定された場合は、第 6 条第 7 項の調査対象制度の研究費の使用停止を解除する。

(事務所管)

第 15 条 この規程に関する事務は、理事長・学長室の所管とする。

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2015 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2017 年 2 月 13 日から施行する。